

令和6年四條畷市議会6月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○議案第2号関係	1 ページ
○議案第3号関係	3 ページ

四條畷市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条 略

2～13 略

14 法附則第15条第2項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

15～23 略

24 法附則第15条第3項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

25～28 略

旧

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条 略

2～13 略

14～22 略

23～26 略

四條畷市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例

新

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、四條畷市地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

旧

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、四條畷市地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。